

## 野辺地町新型コロナウイルス感染症緊急対策支援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により経営に支障が生じている町内中小企業者・小規模事業者に対し、予算の範囲内において当該感染症の拡大防止対策及び安心して経営維持することによる商店街の活性化のための「野辺地町新型コロナウイルス感染症緊急対策支援給付金」（以下「給付金」という。）を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによるものとする。

### (交付要件)

第2条 給付金の交付を受ける要件は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 野辺地町内中小企業者・小規模事業者（法人・個人事業主）。
- (2) 令和2年3月から5月の間に営業実績があること。
- (3) 令和2年3月から5月のいずれかの月の売上が、前年同月に比べ減少していること。
- (4) 経済産業省の「持続化給付金」を申請、または受給していないこと。

### (交付金額)

第3条 給付金の額は、1事業者あたり10万円とする。

### (交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を確認できるものを提示すること。

- (1) 申請該当月及び前年同月の売上状況が分かる書類
- (2) 身分証明書等
- (3) 振込口座が分かる本人又は法人名義の通帳等
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

### (交付の取り消し及び返還)

第6条 町長は、給付金の交付を受け、若しくは受けようとする者が次の各号のい

ずれかに該当したときは、給付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により給付金を申請したとき。
- (2) その他町長が不適切な給付と認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金について必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。